

無料弁護士相談会の開催

黒潮町では、多様化する消費者相談、家庭や職場、地域での悩み相談に対応するため弁護士をお招きし、無料相談所を開設します。

近年町内でも悪質商法による高齢者の被害や、多重債務を抱える方の相談も増えていきます。日ごろ、なかなか相談できないこともこの機会に相談してみませんか。

◆日時 9月1日(火)

午後1時～3時

◆会場 総合センター(佐賀支所前)

※相談時間は一人30分以内

(事前予約制)

○お申し込み・お問い合わせ

本庁 住民課 人権啓発係

☎ 43-2800(課直通)

本庁 産業推進室 商工観光係

☎ 43-2113(課直通)

弁護士資格のある人権擁護委員による人権相談所のご案内

高知地方方法務局四万十支局と四万十人権擁護委員協議会では、弁護士資格のある人権擁護委員による人権相談を、2カ月に1度開設します。法律関係でお困りの方は、

ぜひご利用ください。

◆開設日

平成27年9月16日(水)

11月25日(水)

平成28年1月27日(水)

3月23日(水)

◆時間 午後1時～3時

※相談時間は1人30分以内

(事前予約制)

○開設場所・お問い合わせ

高知地方方法務局 四万十支局

☎ 34-1600

ふれあい人権・同和教育学習会

差別のない明るい地域社会を目指し、今年度も多様な講師を招いて開催します。人権文化を育み、心豊かな時間を過ごしてみませんか。多くの皆さん方の参加をお待ちしています。

第1回

◆日時 9月11日(金)

午後7時30分～

◆場所

佐賀町民館 「いのち輝いて生きる」(仮)

講師 坂田かおりさん

○お問い合わせ

佐賀町民館

☎ 55-2108(直通)

児童扶養手当をご存知ですか?

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

◆支給要件

次の①～⑨のいずれかにあてはまる18歳に達する日以後の最初のある場合は20歳までの児童について、父、または母、または養育者が、その児童を監護し、かつ、生計を同じくしている場合。

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 母または父が死亡した児童
- ③ 母または父が重度障がいの状態にある児童
- ④ 母または父の生死が明らかでない児童
- ⑤ 母または父に1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 母または父が裁判所からDV(配偶者からの暴力)保護命令をうけた児童
- ⑦ 母または父が1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 母が婚姻によらないで懐胎した

児童

⑨ 上記以外で父母が明らかでない児童

◆手当額(月額)

● 児童1人の場合

全部支給 4万2000円

一部支給 9910円～

● 児童2人以上の加算額

2人目 5000円

3人目以降1人につき 3000円

(平成27年4月1日現在)

◆申請時期

随時

◆手続きに必要なもの

- 印かん(認め印)
- 住民票謄本
- 戸籍謄本

○お問い合わせ

本庁 健康福祉課 福祉係

☎ 43-2116(課直通)

佐賀支所 地域住民課

総合窓口第2係

☎ 55-3112(直通)

8月は児童扶養手当の

現況届提出月です